

令和4年第2回

おいらせ町教育委員会定例会

おいらせ町教育委員会

令和4年第2回おいらせ町教育委員会定例会日程

令和4年2月14日（月） 午後3時
おいらせ町立東公民館 2階ホール

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
署名委員
署名委員
- 3 会期の決定 令和4年2月14日（月） 日間
- 4 教育長報告
- 5 各課報告
 - ① 学務課
 - ② 社会教育・体育課
- 6 付議案件
 - 議案第1号 おいらせ町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について
 - 議案第2号 おいらせ町特別支援教育就学奨励費の通学費支給に関する事務処理要領の一部を改正する告示について
 - 議案第3号 おいらせ町子ども会育成連合会補助金交付要綱の一部を改正する告示について
 - 議案第4号 おいらせ町学校教育指導及び社会教育行政、社会体育行政の方針と重点（施策）について
 - 議案第5号 県費負担教職員の異動の内申について
- 7 協議事項
 - 協議第1号 おいらせ町明るい選挙推進協議会委員の推薦について
- 8 報告案件
 - 報告第1号 令和3年度おいらせ町教育奨励賞被表彰者の決定について
- 9 その他

教育委員会定例会 2月教育長報告

令和4年2月14日

(報告事項)

日	曜日	行 事 名
1	火	定期監査講評 庁議 教委コロナ打合せ
2	水	人事協議
3	木	教委コロナ打合せ 八幡宮神事
4	金	
5	土	
6	日	
7	月	教委打合せ
8	火	
9	水	特別支援教育支援員採用面接試験
10	木	会計年度任用職員採用面接試験 教委コロナ打合せ 通学路信号機改良現地説明
11	金	
12	土	
13	日	
14	月	教委打合せ 人事協議 教育委員会定例会
15	火	校長面談(木ノ下小/百石小) 交流学习 教頭会
16	水	校長面談(下田小/甲洋小/下田中)
17	木	校長会 校長面談(木ノ下中/百石中/木内々小)
18	金	議員全員協議会 人事協議
19	土	
20	日	
21	月	教委打合せ
22	火	
23	水	
24	木	教委コロナ打合せ
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	教委打合せ

※ 上記記載の「教委」は教育委員会事務局を、「コロナ」は新型コロナウイルス感染症を略したものです。

[その他]

2月・3月行事予定及び報告事項

< 2 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
14日	月	教育委員会定例会	東公民館
15日	火	教頭会	みなくる館
17日	木	校長会	東公民館

< 3 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
15日	火	町立3中学校卒業式	各校
18日	金	木内々・甲洋小学校卒業式	各校
19日	土	下田小学校卒業式	下田小学校
23日	水	木ノ下・百石小学校卒業式	各校
24日	木	教育委員会定例会	分庁舎

2月・3月行事予定及び報告事項

【社会教育関係】

2月	行 事 名	場 所
5日(土)	教育委員会表彰授与式(文化)⇒3月に延期	町民交流センター
13日(日)	第47回小学生将棋名人戦おいらせ地区予選会(県予選) ⇒中止	大山将棋記念館

3月	行 事 名	場 所
5日(土)	教育委員会表彰式(文化)	東公民館
中旬	公民館運営審議会	北公民館
中旬	図書館協議会	みなくる館
中旬	文化協会三役会	分庁舎
中旬	放課後子どもプラン会議	東公民館
下旬	社会教育委員会議	東公民館

その他の事項(事務連絡等)

・新年かきぞめ大会作品展示 期間:3/1(火)～3/6(日) 場所:みなくる館(図書館通路) 175人応募

2月・3月行事予定及び報告事項

【体育振興関係】

2 月	行 事 名	場 所
5 日 (土)	教育委員会表彰授与式(スポーツ)⇒3月に延期	町民交流センター
20 日 (日)	スポーツ少年団指導者・育成者研修会⇒中止	東公民館

3 月	行 事 名	場 所
5日 (土)	教育委員会表彰式(スポーツ)	東公民館
中旬	いちようマラソン大会実行委員会	東公民館
中旬～下旬	スポーツ協会 三役会・理事会・監査会	分庁舎、みなくる館

その他の事項(事務連絡等)

議案第 1 号

おいらせ町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について

おいらせ町特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第6号）の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和4年2月14日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林 義一

提案理由

支給対象者への支給方法の見直しに係る所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示

おいらせ町特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「保護法第6条第2項に規定する」を削り、「同法第12条」を「保護法第12条」に改める。

第8条を次のように改める。

（支給の方法）

第8条 教育長は、就学援助費を概算払により学校長に交付し、学校長は、受給者から提出された就学援助費の対象経費に係る領収書その他の支出の状況を明らかにする書類（以下「対象経費書類」という。）を確認し、速やかに受給者に支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学校長は、就学奨励費の支給を教育長に依頼することができる。この場合においては、学校長は、受給者から提出された対象経費書類を教育長に提出するものとする。

3 教育長は、前項の規定による学校長からの依頼があったときは、対象経費書類を確認し、当該受給者に支給するものとする。

4 教育長は、前項の規定による当該年度分の就学奨励費の支給が完了したときは、特別支援教育就学奨励費個人別支給台帳（様式第4号）を作成し、学校長に送付するものとする。

第9条第2項中「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

第10条第2項を削る。

様式第5号を削り、様式第6号を様式第5号とする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 2 号

おいらせ町特別支援教育就学奨励費の通学費支給に関する事務処理要領の一部を改正する告示について

おいらせ町特別支援教育就学奨励費の通学費支給に関する事務処理要領（令和3年おいらせ町教育委員会告示第7号）の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和4年2月14日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

支給対象者への支給方法及び押印の見直しに係る所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町特別支援教育就学奨励費の通学費支給に関する事務処理要領の一部
を改正する告示

おいらせ町特別支援教育就学奨励費の通学費支給に関する事務処理要領（令和3年
おいらせ町教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「記入押印」を「記入」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

教育長は、第7条第1号及び第2号に規定する対象経費について、第8条第1項に
より提出された領収書等の確認を行い、受給者に支給するものとする。

第12条第2項を削る。

様式第1号中「印」を削る。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 3 号

おいらせ町子ども会育成連合会補助金交付要綱の一部を改正する告示について

おいらせ町子ども会育成連合会補助金交付要綱（令和3年教育委員会告示第14号）の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和4年2月14日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

補助金の対象経費に手数料を追加するため提案するものである。

おいらせ町子ども会育成連合会補助金交付要綱の一部を改正する告示

おいらせ町子ども会育成連合会補助金交付要綱（令和3年教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

別表光熱水費の項の次に次のように加える。

手数料	クリーニング代、振込手数料など
-----	-----------------

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

議案第 4 号

おいらせ町学校教育指導及び社会教育行政、社会体育行政の方針と重点(施策)
について

令和4年度おいらせ町学校教育指導の方針と重点、おいらせ町社会教育行政の方針と重点施策及びおいらせ町社会体育行政の方針と重点施策について、別紙のとおり定める。

令和4年2月14日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林 義一

提案理由

おいらせ町教育大綱に基づき、令和4年度おいらせ町学校教育指導の方針と重点、おいらせ町社会教育行政の方針と重点施策及びおいらせ町社会体育行政の方針と重点施策を定めるため提案するものである。

おいらせ町学校教育指導の方針と重点

1 方 針

青森県教育委員会の学校教育指導の方針と重点及びおいらせ町教育大綱の目標及び基本方針に基づき、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒を育成するため、学校運営に創意工夫をこらし、夢の実現に向けて、学ぶ楽しさと喜びを実感させ、個を生かし、生きる力を育む学校教育の推進に努める。

2 重 点

(1) 授業の充実

児童生徒一人一人が、授業の中で学ぶ喜びを感得し、主体的・対話的で深い学びを通して確かな学力を身に付けることができるよう、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 「めあて」と「見通し」の明確化

イ 個々の考えを広げ深める対話的な学びの工夫

ウ 内容や時間のまとまりを見通した授業改善

エ 学習指導要領に対応する年間指導計画及び評価基準等の整備見直し・活用

オ ICTの適切な活用と学習環境の整備

(2) 道徳教育の充実

児童生徒一人一人が、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

ア 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

イ 各教科等との関連を図った道徳教育を推進する指導体制の整備・充実

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

(3) 体育、健康教育の充実

児童生徒一人一人が、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 生命尊重を基盤とした危機対応能力の育成

イ 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

ウ 保健教育の充実

エ 食に関する指導の充実

(4) 生徒指導の充実

児童生徒と教師が、好ましい人間関係を構築し、児童生徒一人一人が自己実現できるよう、日々の授業、学級・学年・学校経営において、自己指導能力を育む生徒指導の充実に努める。

- ア 児童理解・生徒理解を深める積極的な教育相談と情報共有の充実
- イ 不登校や問題行動等に対する全教職員による協働指導体制の充実
- ウ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底
- エ 生徒指導の抱える課題解決のため、保護者や地域及び関係機関との連携強化を図り、共通理解に立った協働的な指導の促進
- オ 生徒指導の機能を生かした授業や学年・学級経営の充実

(5) 特別活動の充実

児童生徒一人一人が、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活および人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

- ア 話し合い活動を生かした学級活動の充実
- イ 個性の伸長とよりよい人間関係を構築するための工夫
- ウ 自治的な意識と主体性を高める児童会活動・生徒会活動の充実
- エ 特別活動の各内容のねらいと意義を明確にした指導の充実

(6) キャリア教育の充実

児童生徒一人一人が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

- ア キャリア教育を意識した指導体制の整備・充実
- イ 現在及び将来の生き方について考え、行動し、活動の過程を記録する指導の充実
- ウ 児童生徒の発達段階に応じた社会参画の意識・勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒が、そのもてる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、個々の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- ア 個別の指導計画を活用した指導の充実
- イ 特別支援コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備・充実
- ウ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

児童生徒一人一人が、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- イ 環境に関わる体験的な活動の充実

(9) 国際化に対応する教育の推進

児童生徒一人一人が、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深め、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

- ア 外国語を通してコミュニケーションを図る資質・能力の育成
- イ 我が国や郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

児童生徒一人一人が情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、情報教育の推進に努める。

- ア 学習指導における ICT や各種統計資料の適切な活用の推進
- イ 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- ウ 計画的・継続的な情報モラル教育の実施

(11) 研修の更なる充実

教育活動の充実を図るため、教職の専門性を高める組織的・計画的・実践的な研修の充実に努める。

- ア 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- イ 自校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- ウ 学習指導要領に基づく実践的研究の充実

(12) 幼・保・小・中連携の推進

幼児児童生徒一人一人が、生活の変化に適応し、豊かな育ちをつなげることができるよう、幼・保・小・中の連携に努める。

- ア 円滑な接続を図るための情報交換や交流の推進
- イ 互惠性を大切にした子供同士の交流活動の推進
- ウ 一貫性のある指導内容・方法等の明確化と連携

おいらせ町社会教育行政の方針と重点施策

1 方針

「豊かな心と伝統・文化が薫るまち」を推進目標に、町民の生きる力を育むために、学ぶ機会の充実に努め、幼少期から多世代交流や自然文化の体験を通して豊かな心と郷土を愛する気持ちを育むことを支援する。また、地域の文化や伝統を継承していくことを通して地域に誇りを持ち、子どもは夢を抱き、大人は生きがいをもてる文化の薫るまちづくりを推進する。

2 重点施策

(1) 生きる力を育む学びの充実

子どもたちがふるさとおいらせ町に対する誇りと愛着をもち、生きる力を育むために、学校・家庭・地域が連携して多様な学ぶ機会の充実により、未来を担う人財の育成に努める。また、町民一人ひとりの主体的な学びと、学びの成果を生かした社会参加活動を支援し、生きがいをもてる環境づくりと基盤整備を推進する。

(2) 文化芸術資源を活用したまちづくりの推進

個性あふれる文化芸術の創造と継承のため、優れた文化芸術を鑑賞する機会と文化団体等の自主・自立した活動への支援に努めるとともに、将棋をはじめ、おいらせ町固有の文化芸術資源を活用したまちづくりを推進する。

(3) 次代へ伝える文化財の保存・活用

地域への誇りと愛着を育むため、貴重な文化財を保護・保存し、住民との協働により管理・活用することで郷土愛を育む環境づくりに努めるとともに、郷土芸能の保存と継承を推進する。

3 主要施策

(1) 生きる力を育む学びの充実

① 未来を担う人財の育成

- ・ 未来を担う青少年の健全育成のため、保護者や関係機関・団体と連携して各種健全育成活動を展開する。
- ・ 未来を担う青少年が、郷土への誇りや愛着をもち、将来のおいらせ町を支える人財となってもらうために、地域全体で多様な体験活動機会の充実に図る。
- ・ 町子ども読書活動推進計画に基づき、図書館を中心に家庭・学校・関係団体との連携を強化し、子どもの読書に親しむ機会や読書環境の整備・充実など、子どもの読書活動を推進する。
- ・ 教育の出発点である家庭の教育力を高めるため、学校や家庭教育支援チームなどと連携し、地域ぐるみの家庭教育支援の充実に図る。
- ・ 学校・家庭・地域が連携し地域全体で子どもの学びや成長を支え、地域を創生する仕組み「地域学校協働活動」に取り組む。

② 生涯を通じた学びと社会参加活動の推進

- ・ 地域の様々な課題を解決するため、関係課・団体と連携したおいらせの学びカレッジ等により、町民一人ひとりの主体的な学びや対話の場を提供する。
- ・ 大人が生きがいをもち、いきいきと生活していくために、出前講座の講師や生涯学習フェスティバルへの主体的な参加など、学びの成果を生かした社会参加活動を推進する。

③ 社会教育推進のための基盤整備

- ・ 町民一人ひとりの主体的な学びの機会を充実するため、社会教育推進組織の機能の強化を図るとともに、関係団体との連携強化を図る。
- ・ 町民の学習活動の場である公民館、みなくる館、図書館、大山将棋記念館の連携強化と、効率的で効果的な管理運営を図るため、必要に応じた改修等を実施しながら、民間への業務委託や指定管理者制度の導入など、民間活力の活用を検討する。
- ・ 町民の主体的な学びを支援する役割である職員や地域活動実践者等への各種研修 機会を充実し、資質の向上を図る。
- ・ 社会教育関係団体やボランティアの自主・自立した活動を推進し、そのための活動を支援する。

(2) 文化芸術資源を活用したまちづくりの推進

① 個性あふれる文化芸術の創造と継承

- ・ 子どもの豊かな創造力を育むため、芸術鑑賞事業等により優れた文化芸術に触れる機会を提供する。また、より多くの町民へおいらせ音頭を普及するなど、郷土愛を深めるための文化活動の充実に努める。
- ・ 文化芸術活動を行う団体の自主・自立した活動への支援と、文化に関する表彰などによる人財育成に努める。

② 将棋によるまちづくりの推進

- ・ 当町の特色ある将棋によるまちづくりを推進するため、大山将棋記念館を拠点に町内外への情報発信を行い、将棋団体や指導者、愛好者との連携を強化し、子どもへの将棋の普及奨励、底辺拡大、人財育成に努める。

(3) 次代へ伝える文化財の保存・活用

① 文化財の保護と活用

- ・ 関係機関と連携しながら、文化財の計画的な調査・記録やパトロールなどにより、文化財の保護・保存に努める。
- ・ 史跡阿光坊古墳群やおいらせ阿光坊古墳館を適切に管理するとともに、町内外への情報発信を工夫しながら運営し、文化財の活用に努める。
- ・ 貴重な文化財に対する町民の理解と郷土愛を育むために、阿光坊古墳群保存会への支援をはじめ、地域住民との協働による史跡の整備・活用に努める。

② 郷土芸能の保存と継承

- ・ 郷土芸能団体と連携しながら、子どもの郷土芸能活動を推進し、指導者や後継者の育成を支援することで郷土芸能を後世に継承する。

おいらせ町社会体育行政の方針と重点施策

1 方針

町民一人ひとりが、生きがいや健康づくりのために自らスポーツに親しみ、生涯にわたり健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、生涯スポーツの推進に努める。

2 重点施策

(1) 誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進

町民が気軽にスポーツに親しめる環境を整え、指導者養成、実践活動の推進、団体育成など、継続的なスポーツ活動を支える体制づくりに努める。

(2) 競技スポーツの推進と団体の支援

関係団体との連携のもと、各種大会において選手が活躍できるよう、指導体制の充実を図り、競技力の向上、選手の育成、環境の整備、スポーツイベントの誘致などに努める。

(3) スポーツ・レクリエーション施設の適切な管理

体育館など既存スポーツ施設を安全かつ有効に活用できるよう、計画的な改修等の維持管理に努めるとともに、多くの町民が施設を活用し、スポーツに親しむ機会を得られるように努める。

3 主要施策

(1) 誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進

① 子ども（幼児・小学生・中学生）の体力向上

- ・ スポーツ推進委員との連携強化を図り、スポーツに親しむきっかけづくりに努める。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの調査・研究を行い、設立支援体制を整える。
- ・ スポーツ少年団の組織強化を図るとともに、学校並びに各競技団体とスポーツ少年団との連携強化を図る。
- ・ 町スポーツ協会加盟協会によるスポーツ教室開催を支援する。

② 成人の生涯にわたる豊かなスポーツ活動の推進

- ・ 町民のスポーツ活動推進を視野に入れたイベント内容の見直しを図る。
- ・ ニュースポーツ体験コーナーや体験教室の積極的開催に努める。
- ・ ニュースポーツ用具の貸出し及び指導について、広く情報を提供する。
- ・ 「町民スポーツの日（※1）」の周知を図る。

※1 毎月第3日曜日を「町民スポーツの日」と定めており、午前9時から午後4時まで無料開放することとしている。
(体育館の利用状況により、別日となる場合もある。)

(2) 競技スポーツの推進と団体の支援

① 競技スポーツの推進

- ・ 上北郡総合スポーツ大会、県民体育大会、県民駅伝競走大会に積極的に参加する。
- ・ スポーツ協会の活動を支援するとともに、スポーツ協会及び各競技団体との組織連携強化を図る。
- ・ スポーツ協会加盟団体及びスポーツ少年団の大会出場等に町スポーツ車の貸出しや上位大会出場に係る費用を補助する。
- ・ スポーツ顕彰制度とスポーツ各賞表彰の周知を図る。
- ・ ヴァンラーレ八戸ホームタウン活動、青森ワッツバスケットボール教室等、プロチームの活動に連携・協力する。

(3) スポーツ・レクリエーション施設の適切な管理

① スポーツ施設の充実と利活用の促進

- ・ 体育館などの既存スポーツ施設の快適な利活用を目指し、計画的な改修に努める。
- ・ 施設の設備の状況を考慮し、有効な施設利用について検討する。
- ・ 貸出用スポーツ用具の適正管理に努め、安全に使用できるようにする。
- ・ 町民プールの利活用を推進する。
- ・ 「町民スポーツの日」の周知を図る。

議案第 5 号

県費負担教職員の異動の内申について

令和3年度末県費負担教職員の異動について、別紙のとおり内申する。

令和4年2月14日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定に基づく手続きのため提案するものである。

協議第 1 号

おいらせ町明るい選挙推進協議会委員の推薦について

令和4年1月21日付け、お選管第223号で依頼のあった、明るい選挙推進協議会委員の推薦の件について協議する。

- 1 前任者 木村 啓一 氏
- 2 任期 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 活動内容等 例年、年度当初に会議を開催。百石まつり、下田まつりでのPRや小学校（開催希望による）での出前講座を実施している。

(別添 参考資料を参照)

報告第 1 号

令和3年度おいらせ町教育奨励賞被表彰者の決定について

おいらせ町教育奨励賞に関する規程第2条の表彰の基準に基づく被表彰者について、同第3条の規定により次のとおり決定したので報告する。

1 中学校スポーツ部門 1名

※ 被表彰者総数（追加含む）

小学校スポーツ部門	…	10名
小学校文化部門	…	63名
中学校スポーツ部門	…	2名
中学校文化部門	…	2名